

議案第 4 号

小城市学校給食センター管理運営規則の一部を改正する規則

小城市学校給食センター管理運営規則（平成 17 年小城市教育委員会規則第 18 号）の一部を改正する規則を別紙のとおり提出する。

令和 5 年 7 月 27 日提出

小城市教育委員会 教育長 大野 敬一郎

提案理由

小城市学校給食センター条例第 7 条の規定に基づき、小城市学校給食センターの円滑かつ適正な運営に資するため、小城市学校給食センター管理運営規則の一部を改正する必要がある。

これが、本議案を提出する理由である。

小城市教育委員会規則第 号

小城市学校給食センター管理運営規則の一部を改正する規則

小城市学校給食センター管理運営規則（平成 17 年小城市教育委員会規則第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 8 条」を「第 7 条」に改める。

第 2 条第 1 項中「学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）の目的を達成するため、小城市小城町内に所在する小城市立小学校、中学校及び幼稚園」を「条例の別表に掲げる小城市立幼稚園、小学校及び中学校」に改める。

第 4 条中「学校給食法」の次に「（昭和 29 年法律第 160 号）」を加える。

第 5 条第 1 項中「給食費は」を「1 年間の給食費は 11 か月分とし」に改める。

第 6 条第 1 項中「給食費を還付」の次に「し、1 か月を超えた分については月額計算により還付」を加え、同項ただし書を削り、同条第 4 項中「（昭和 33 年法律第 56 号）」を削り、「給食費を還付」を「代替品を提供」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 19 条に規定する出席停止に伴い給食を停止したときは、給食費は還付しない。

第 8 条第 1 項中「学校栄養職員と」を削り、「献立表」を「、献立表」に改め、「児童生徒を通じて」を削り、「配布し、学校給食及び生活改善の理解に努めるものと」を「周知」に改める。

第 10 条第 4 項中「、米飯」を削る。

第 11 条中「15 日」を「30 日」に改める。

附 則

この規則は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。